

## 桜井市移住支援金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、奈良県地方創生総合戦略及び桜井市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏から桜井市に移住して就業又は起業した者等に対し、予算の範囲内において交付する移住支援金（以下「支援金」という。）について、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領（令和元年7月26日付け雇政第177号及び産総セ第186号通知。以下「県実施要領」という。）その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 桜井市へ住民票を異動し、生活の本拠を桜井市へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等 移住支援金の対象として奈良県が選定した法人であって、奈良県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (4) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (5) 起業支援金 県実施要領に基づき奈良県が補助する執行団体が起業家に対して支出する補助金をいう。

(交付対象者)

**第3条** 支援金の対象となる者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号から第6号までのいずれかの要件を満たす就業又は起業に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあっては第7号の要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。なお、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も次に掲げる要件の対象期間とすることができる。
  - ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。
    - (ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
    - (イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
  - イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。
    - (ア) 令和元年8月1日以降に移住したこと。

- (イ) 支援金の申請時において、移住後1年以内であること。ただし、起業を伴う移住については、この限りでない。
- (ウ) 桜井市に、支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。
  - (ア) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。
  - (イ) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
  - (ウ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のうち、いずれかの在留資格を有すること。
  - (エ) 移住元において直近1年間市税等を滞納していない者であること。
  - (オ) その他奈良県又は桜井市が支援金の対象として適当と認める者であること。
- (2) 就業に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。
  - ア 勤務地が奈良県内に所在すること。
  - イ 就業先が、奈良県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。（奈良県以外のマッチングサイトに掲載している求人による就業を除く。）
  - ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
  - エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
  - オ イへの求人応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
  - カ 当該就業先に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (3) 専門人材に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。
  - ア 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用しての移住及び就業であること。
  - イ 勤務地が奈良県内に所在すること。
  - ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
  - エ 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
  - カ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (4) テレワークに関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。
  - ア 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型）を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (5) 起業に関する要件 1年以内に奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係

る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 関係人口に関する要件 「卑弥呼の里・桜井ふるさと寄附金」へ移住する直前の5年間のうちに2回以上寄附した者であること。

(7) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。） 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年8月1日以降に移住したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において移住後1年以内であること。ただし、起業を伴う移住については、この限りでない。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団員ではなく、暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

**第4条** 支援金の額は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

**第5条** 支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書の写し（顔写真が貼り付けられたものに限る。）

(2) 移住先の住民票（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分）

(3) 移住元の住民票の除票その他移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分）

(4) 移住元における直近1年間の市区町村税の納税証明書

(5) 支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（第2号様式）

(6) 別表第2に掲げる証明書類等

(7) その他市長が必要と認める書類

(報告及び立入調査)

**第6条** 支援金の交付を受けようとする者は、支援金に関する報告及び立入調査について、奈良県及び桜井市から求められた場合には、それに応じなければならない。

(交付の決定)

**第7条** 市長は、支援金の交付を決定したときは、移住支援金交付決定通知書（第4号様式）により通知した上、申請から3ヶ月以内に支援金を交付するものとする。

(支援金の請求)

**第8条** 前条の規定により移住支援金交付決定通知書を受けた者は、速やかに移住支援金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定の取消し及び交付決定の取消し及び返還)

**第9条** 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号の事項に該当する場合には、支援金の交付決定を取り消すものとし、支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けた場合

イ 支援金の申請日から3年未満に桜井市から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に第3条第2号又は第3号に定める支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

ア 支援金の申請日から3年以上5年以内に桜井市から転出した場合

2 市長は、前項の規定による取消し及び返還を請求するときは、移住支援金交付決定取消通知兼返還命令書（第6号様式）により、支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、奈良県と桜井市が協議して別に定める。

**別表第1**（第4条関係）

区分	支援金の額
単身での移住	60万円
2人以上の世帯での移住	100万円（第3条第1項第2号の要件を満たし、申請する場合のうち18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する）

**別表第2**（第5条関係）

区分	証明書類等
移住支援金（就業の場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（移住支援金の申請用）（第3号様式（その1））
移住支援金（テレワークの場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（移住支援金の申請用）（第3号様式（その2））
移住支援金（起業の場合）の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
移住する直前に、連続して1年以上かつ移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者として東京23区内に通勤していた者	移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
移住する直前に、連続して1年以上かつ移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地	移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類

<p>域に在住し、個人事業主として東京23区内に通勤していた者</p>	
<p>東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東京23区内の大学等への通学が確認できる書類</li> <li>2. 移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類</li> </ol>